平成２３年（フ）第６１号
愛媛県大洲市市木951番地４
債務者　水本　　淨
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
松山地方裁判所大洲支部
平成２３年（フ）第１７２号
福岡県飯塚市有安1025番地８　サンコーポラス庄内１棟305号
債務者　山内由紀江（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２３年（フ）第１７３号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦14番地１　グリーンハイツ２－D102号
債務者　髙尾自動車整備工場こと　髙尾　廣幸
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１７４号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦14番地１　グリーンハイツ２－D102号
債務者　髙尾　智惠
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２６０号
佐賀県佐賀市光２丁目８番536号
債務者　古賀智惠子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２６３号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田1826番地15
債務者　村岡　新一
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２６５号
佐賀県鳥栖市宿町1407番地５　レジデンス宿201
債務者　吉永　雅紀
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２７８号
佐賀県佐賀市松原４丁目６番27号
債務者　浦川　正芳
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２８３号
佐賀県佐賀市久保田町大字久富2823番地６
債務者　今村　勝一
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３０４号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1201番地15
債務者　内田佐知子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３２０号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁3302番地
債務者　亀川　葉子
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第３２８号
佐賀市蓮池町大字蓮池55番地12
債務者　重松　浩美
１　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第４８号
大分県国東市国東町綱井694番地１
債務者　桐畑　瑛士
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係
平成２３年（フ）第１５８号
宮城県大崎市古川李埣字東田303番地１　東田ハイツ201号
債務者　高橋　健一
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２３年（フ）第１５９号
宮城県大崎市古川中里５丁目10番55号　グリーンハウス原田201号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣字東田303番地１　東田ハイツ101号
債務者　石ケ森誠一
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２３年（フ）第１６０号
宮城県大崎市古川中里５丁目10番55号　グリーンハウス原田201号、従前の住所宮城県大崎市古川李埣字東田303番地１　東田ハイツ101号
債務者　石ケ森精子
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２３年（フ）第１２６号
石川県加賀市片山津町ソ13番地１　高倉アパート５号室、従前の住所石川県加賀市片山津町ソ13番地１　高倉アパート10号室
債務者　杉山　廣司
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
金沢地方裁判所小松支部